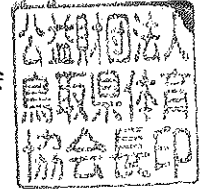




体協第538号
平成27年2月27日

鳥取県知事 平井伸治 様

公益財団法人鳥取県体育協会
会長 油野利博



平成27年度事業計画書について (提出)

このことについて、鳥取県立米子産業体育館の管理運営に関する協定書第19条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

平成27年度鳥取県立米子産業体育館

委託業務に関する事業計画書

- (1) 委託業務の実施計画書
- (2) 利用者数の見込み及び委託業務に係る収支計画書
- (3) 再委託の発注予定（申請書から変更がない場合は記載不要）
- (4) 管理体制
- (5) その他甲が必要と認める事項

(1) 委託業務の実施計画

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 管理運営の方針

「鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例」を理解し、公共施設としての設置目的や意義を尊重した運営・サービスの提供を行うとともに、以下の10項目を重点項目として質の高い運営を追求した管理を引き続き行います。

① 本県のスポーツ及び産業の普及・振興や県民の健康増進に資する管理運営

- ・公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体を始めとした関係機関との連携・協働により、本県の生涯スポーツの普及・振興や競技力の向上に取り組めます。
- ・フィットネスルームを設置運営することにより、運動へのきっかけづくり、気軽にスポーツに関われる環境作り等、県民の健康増進を目指します。
- ・スポーツ教室を引き続き開設し、ニーズに合わせ新たな種目の教室を計画します。
- ・子育て世代にも気軽にスポーツに関わってもらえるよう、キッズルームを設置します。
- ・商工関係団体と連携し、展示会、見本市等の開催など産業の振興に努めます。

② 公平な利用を確保しながら安全で安心して頂ける管理運営

- ・施設利用申込マニュアルに従って公平に利用していただくとともに、利用内容によっては事前に調整会を行うなどして多くの方に利用していただけるよう、また、各種大会、行事等が円滑に開催されるよう努めます。
- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき等の場合は、利用を許可しないことや利用の制限を行います。
- ・利用者調整会、電話等による迅速で公平な利用申込みを受け付けるとともに、各施設間で調整を行うなどして各種大会等が円滑に開催されるようにします。
- ・利用者にとって安全で快適な施設であるため、職員による巡視・監視や施設設備の点検、専門業者による検査等を徹底します。
- ・災害や事故、事件の発生を想定したマニュアルを作成するとともに、その訓練を行い万一の場合に備えます。

③ 利用者へのサービスの提供と利用促進に努める管理運営

- ・施設の機能を十分に発揮しながら、利用者のニーズに応じたサービスを提供します。
- ・利用者が施設を利用する上で必要な指導・助言及び付属設備、備品の準備並びに使用方法と注意事項の説明等を行います。
- ・利用者アンケートを取り集めたデータをもとに、より良い施設、より良いサービスの提供をできるよう努めます。

④ 収入の確保と経費節減を図る管理運営

- ・サービスの低下に繋がらない節電、節水などコストの削減を行います。
- ・外部委託業務の複数年契約を取り入れるなどしてコストの削減に努めます。
- ・簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行います。
- ・マンパワーの活用により、利用者に満足いただけるスポーツ教室などのスポーツプログラ

ムを提供します。

- ・産業関係団体等に直接出向き積極的な営業活動を行い、利用の拡大に努めます。

⑤ 鳥取県の施策と連携した管理運営

- ・災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。
- ・鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

⑥ 地域や法人等と連携した管理運営

- ・地域の声を反映する施設管理に努め、地域の活性化に貢献します。
- ・地域ボランティアやNPO法人と連携し、施設の美化活動等に取組みます。

⑦ 環境に配慮した管理運営

- ・鳥取県版環境管理システム (TEAS II 種) の認定を受け省エネルギー、省資源を具体化し、環境に配慮した管理運営に努めます。

⑧ 組織・人的資源や管理実績を生かした管理運営

- ・公益財団法人鳥取県体育協会として多くの加盟団体や専門的知識・技術を有する人材を抱えている特性を十分に発揮して管理運営を行います。
- ・長年にわたる施設管理をとおして蓄積した経験・ノウハウを生かした管理運営を行います。
- ・利用者や関係団体との信頼関係を大切にしながらお聞きしている意見、要望に応える管理運営を行います。

⑨ 法令遵守を徹底し、評価を適正に行う管理運営

- ・研修等を徹底して、すべての職員が個人情報 の適切な管理等、法令を遵守した管理運営を行います。
- ・PDCAサイクルにより自己評価を行うとともに、外部の方による評価委員会を設置して管理運営に関する意見を頂きます。

⑩ 職場環境の改善に努め優秀な人材によるモチベーションの高い管理運営

- ・優秀な職員確保やモチベーション向上のため、継続雇用を柱とした任用に努めます。
- ・男女共同参画推進企業に認定されており、育児や介護を積極的に支援します。

2 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

(1) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

① サービス向上策の方針

・公共施設であるという「信頼性」を認識し、公益財団法人鳥取県体育協会が行ってきた長年の施設管理運営経験と、職員のスポーツに関する専門知識・技術・ホスピタリティーをもって、多くの県民の皆さんが気軽にスポーツに楽しみ、体力向上と健康維持に寄与できる施設運営を引き続き行います。

・子どもから高齢者まで幅広い年代を対象にしたスポーツ教室を主宰し、県民が生涯にわたって運動やスポーツに親しんでいける習慣を身につけるきっかけ作りをサポートします。

・産業関係団体と連携し、県内産業の活動拠点として展示会、講演会、セミナーなどの利用促進となるための役割を果たします。

② 利用者増に向けた方策

私たちは、利用者で賑わいのある施設づくりを目指して、利用者ニーズに対応した各種の利用促進策を多角的に展開するために、

「きっかけづくり」→「再来館」→「定着化」

の3つの利用段階を想定した方策を講じていきます。

利用者増加のためには、利用者が当該施設を利用することで、その利用目的が確実に達成されるように的確なサービスを継続的に提供していくことが基本原則であるとの認識に基づいて、常に利便性とサービスレベルの向上に真摯に取り組む、「来てよかった、また来ようと思われるような」感動サービスの提供に引き続き努めてまいります。

具体的には、利用者視点のサービスレベルの質的向上による利用しやすさの追求と快適でハートフルな環境の創出を図るとともに、施設の魅力度アップのためのイベント誘致などによって、施設利用需要を喚起してまいります。

利便性の向上のため下記のサービス拡充及び設備の充実を引き続き行います。

ア 様々なニーズを考慮したトレーニング機器の利用促進（フィットネスルーム）

イ 共通利用券の設定

米子屋内プールとの共通利用券を設定します。

ウ 自動販売機の拡充

7台の自動販売機を設置します。

エ キッズルームの設置

子ども連れの利用者にも遠慮なく利用できる環境を確保するために、託児スペースとして活用できるキッズルームを設置し、子育て支援に優しい施設運営を目指します。

体育館に隣接したスペースを使用し、子どもの様子がすぐに確認できるとともに、子どもがスポーツに親しむ環境づくりのための安全な遊具を配置します。

また、希望により保育サポーター（有料）の手配もします。

オ 遊休場所の有効利用

・1階ホールの有効利用 ・空地の有効利用 ・控え室の無料提供

カ 利用者の視点に立ったサービス拡充

・スポーツ用品販売 ・生活必需品店等の紹介 ・傘の提供

- ・ニュースポーツ用具の貸し出し ・空気入れの貸し出し ・宅急便、郵便物の手配
- ・氷の提供 ・携帯電話充電サービス ・湯沸しポット及び湯飲み茶碗の貸し出し
- ・冷水機の設置 ・扇風機の設置 ・ベビーベットの設置 ・救急用品の配置
- ・膝掛け用毛布の用意 ・準備体操等のサービス ・簡単なスポーツルール説明
- ・サークル活動でのスポーツ指導 ・展示会や大会運営（開会式、閉会式）の指導及びサポート ・暖房機器の貸し出し ・職員による雪かき ・車イスの貸し出し ・
- 会員証の発行

③ 地域・競技団体との連携

私たちは、当該施設の設置目的である「集会、展示会、スポーツ等の用に供し、もって産業とスポーツの振興を図るため、鳥取県立産業体育館を設置する」を確実なものにするには、周辺地域や関係団体との緊密な連携体制の構築は不可欠であると考えており、昨年度同様に体制確立に向けて総力を挙げて取組んでまいります。

ア 周辺地域・関係団体との連携を進めます。

- ・私たちは、周辺住民の健康増進や地域活性化に向けた積極的な取り組みを推進し、スポーツ教室等自主事業の拡充、地域の団体によるイベント開催の支援、地域ボランティアの登用等を通じて、住民とのふれあい、コミュニケーション、交流の場としての活用に努めます。

- ・関係団体等と健康・スポーツ団体等への運営支援・情報交流機会の拡充・レクリエーションイベント開催、祭事・清掃・環境保全等の地域行事への参画、展示会開催、メタボリックシンドローム対策など多角的な連携を図っていきます。

- ・地域の事業所職員や家族の健康づくり・福利厚生のか場としての提供、商工団体との共同販促キャンペーンの実施等にも努めます。

イ 加盟団体との連携を強化します。

私たちは、公益財団法人鳥取県体育協会の加盟団体（スポーツ団体49、市町体育団体9、学校団体5、関係団体1）に対して、各種スポーツ教室や研修会・講習会への指導者の派遣等を依頼するとともに、各団体の動員力等を有効活用することで、競技力向上と指導者養成のか場としての協力、利用者増加への方策などの協力体制を維持します。

ウ 地域への経済的な波及効果を高めます。

私たちの施設運営によって、経済的波及効果と社会的波及効果の2つを高めることができていると考えており、地産地消型経営手法により、スタッフの県内からの雇用、県内事業者への業務委託、県内事業者からの備品・消耗品等を調達し、循環型経済効果発生に寄与していると考えます。

エ 地域への社会的波及効果を高めます。

私たちは、当該施設が生み出す付加価値として金銭では換算できない社会的な効果発生を重視し、その最大化を目指して多角的な方策に取り組んでおります。

県民のスポーツ習慣・健康づくり習慣の定着、環境保全活動、フィットネスルーム設置による生活習慣病対策・介護予防事業を通じた医療費・介護費等の削減に寄与していると考えます。

オ 利用団体との連携強化を確実にまいります。

今後とも利用団体との連携強化をさらに深め、大会運営等がスムーズに実施されるようサポートします。

④ 誰もが利用しやすい施設づくり

私たちは、年齢、性別、国籍、障がいの有無などによる差別的な対応を完全に排除し、すべての利用者の人権を尊重した対応を徹底するために、人権や男女共同参画の啓発に向けた研修等への参加を積極的に行います。

高齢者や障がい者・外国人も安心して施設を利用できるように、「公共サービス窓口における配慮マニュアル」に準拠したヒューマンコミュニケーションによる心のこもったユニバーサルなサービスを提供します。

更に、障がい者、要介護者、妊産婦の方でも安全・安心に利用できるように、施設・設備・備品面のバリアフリー化や介助等の人的サポート体制の整備を図るとともに、障がい者・福祉団体等と連携し、本施設の利用促進に努めます。

以上のことを踏まえ、誰もが利用しやすい施設にするためユニバーサルデザイン化を進め、やさしい施設づくりと運営を目指していきます。

《筆談対応の意思表示「耳マーク」の設置》 耳マークを耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように受付に表示します。
《目に見えない障がいに優しく「ハート・プラスマーク」の設置》 ハート・プラスマークを掲示し、内部障がい者・内臓疾患者といった「目に見えない障がい」を持つ方が安心して利用できるように配慮します。
《障がいのある方に対する心のバリアフリー》 「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を参考に、障がいのある方に心のこもったサービスを提供します。
《利用の注意事項の外国語版の作成》 利用案内については、英語・韓国語の2種類を作成し、外国人利用者への対応をスムーズに行うことができるようにします。
《ピクトグラム等の活用》 誰もが一目で施設や施設設備を理解できるようにわかりやすいピクトグラム等のサインを活用します。

その他の取り組み

・補助犬のサポート

『補助犬は障害者の身体の一部でありそれを拒むことは障害者の社会生活を否定することにもなる』ということが、多くの人々の共通認識となるように努めます。身体障害者補助犬法が社会に浸透していくように、今後もポスター掲示、募金箱の設置等啓発活動に取り組んでいきます。

・開館時間前に入館

気象条件により、イベントや大会等利用者の為に、体育館ホールに利用者待機場所を設け開館時間前に入館いただき休憩していただきます。

・ヘルプデスク設置（職員と利用者とのふれあい）

利用者との意見交換、コミュニケーションを図ることを目的に、事務室にヘルプデスクを設けます。

⑤ 利用者の平等利用の確保

私たちは、管理運営の方針の重点項目のひとつにも掲げましたが、利用者の平等利用を確

保することが指定管理者の最低限の資質であると考えており、そのための仕組みの確立と職員の遵守体制の強化にさらに努めます。

公の施設としての基本原則である平等利用の確保を指定管理者として至極当然のことと捉え、そのための仕組みやルールを確実に守るとともに、情報提供や事業展開についても十分な配慮と対策を講じることで、誰もが平等に利用できる環境を今までどおり守り抜いていきます。

○公の施設として平等利用を厳格に守ります。

鳥取県の管理代行者としての意識をすべての関係者に植え付けるとともに、利用者の平等利用を確保するために、関係法令等に従い、提供するサービス・プログラム・料金等のソフト面、及び使い易さ・安全性・案内等ハード面の両方についての公平・公正な管理運営をお約束致します。

地方自治法第244条第2項の「指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」の条項を遵守します。

但し「鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例」第6条から第9条に基づく以下の行為等に触れる利用者に対しては利用の制限を行います。

- ・公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・産業体育館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ・前記に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

また、利用許可を受けた利用者に対しても、以下の場合利用の取り消しを行います。

- ・措置命令に従わないとき。
- ・利用目的以外の目的に利用する、又はそのおそれがあるとき。
- ・利用許可の条件に違反したとき。
- ・詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき

上記以外にも利用料金を支払わない場合、予定人数を大幅に超える場合、その他利用者に迷惑や危険を及ぼす場合、法令等の規定に違反して利用する場合は、利用を控えて頂くとともに、所定の利用料金を支払わない事例が生じた場合には、負担公平性の観点からも収受するよう適切に対処します。

また、施設の平等性の観点から特定利用者や特定団体等に偏った利用が絶対に起きないようにするために、規定された利用優先順位を遵守しながら、県内のスポーツ団体を統括する唯一の公益法人としての使命を賭けた利用調整機能を発揮し、中立的な利用の確保を継続してまいります。

○円滑な大会開催のための利用調整

利用申込マニュアルに記載のとおり、大規模な大会や催し物等へ配慮するため、年間利用調整会及び月間利用調整会を開催し、大会等が円滑に行われるよう調整します。

○ 年間利用調整（大規模な大会・催し物等への配慮）

県・競技団体・学校団体・産業団体・文化団体等が行なう大会・催し物・講習会等で規模的に米子産業体育館でなければ開催できない行事に対しては円滑に開催されるよう優先し、年間利用調整を行ないます。

また、県大会等で調整のつかない場合は、体育協会で管理している施設間でも調整を行います。

○ 月間利用調整会（定期的利用者への配慮）

定期的に活動の場を提供するため月間利用調整会を行ないます。

○ 利用予定表の掲示（一般利用者への配慮）

当月、翌月の利用予定表を掲示し、空き状況の公開をします。

○ インターネット環境

ホームページを開設し、利用に関する情報・イベント等の情報を提供します。

また、とっとり施設予約サービスシステムを活用し、体育館、会議室の空き状況を随時更新します。

⑥ スポーツ・健康に関する情報提供

ア ホームページの維持

施設のホームページを作成し、利用者の方にわかりやすい体育館の施設案内、予約の取り方、教室案内等を紹介します。

（施設の概要、案内、使用料、予約状況等）

イ 「情報コーナー」の充実

連携事業で得たスポーツ・健康についての情報を掲示し、来館者の健康増進に役立てます。

また、鳥取県、連携団体等のイベント、講習会開催等のポスターを掲示し広報に努めます。

ウ 休日医療施設の紹介

休日担当医療機関を1階ホールに掲示し、休日に行われることが多い大会等で発生するけが等に、迅速な対応できるよう配慮します。

エ 周辺施設、アクセスの紹介

体育館周辺の飲食店、医療機関、コンビニ等主な施設の場所、交通機関時刻表に関する情報をまとめ、利用者に提供します。

⑦ とっとり県民の日の無料開放

毎年9月12日のとっとり県民の日、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

なお、県民の日の趣旨を周知するため、その趣旨を無料の案内とともに掲示します。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

私たちは、あくまでも利用者が主役であり、指定管理者はそれぞれの利用者の利用目的の達成をサポートする立場にあるとの認識に基づいて、利用者から寄せられる要望や苦情を、職員スキル・利便性・サービスレベル・利用者マナーの低下、施設設備等の劣化の重大なサインであり、貴重な情報リソースとして捉え、たとえどんなに些細なことでも真摯に受け止め、それらに迅速、かつ丁寧に対応することが不可欠と考えます。

そうした忌憚のない要望や苦情がより多く聞き取れるような開かれた雰囲気づくりとご意見箱の設置等により、ニーズを速やかに業務改善に繋げるような対応とクレーム当事者等への感謝を込めたフィードバックに努めます。

① 正確な利用者ニーズ（本音）の把握に努めます。

私たちは、利用者及び周辺住民からの要望や苦情を収集するための多様な手段を用意するとともに、前年度に引き続きアンケート調査やヒヤリングなど、能動的な収集活動にも全力で取り組みます。

○施設内に設置するご意見箱

○ご意見カードの活用

○ヘルプデスクによる要望・相談・苦情・意見の把握

○電話・ファックス・郵便・電子メールでの受付

○利用調整会議、利用者懇談会、周辺住民とのヒヤリング・意見交換会の開催

○利用者アンケート、モニタリングチェックシートの作成

○競技団体・職員・委託事業者等からのヒヤリング

・事前対応策の一環として、あらかじめ利用者からの要望・苦情が想定される事項については、毎日の打合せ会及び会議等で報告の上、検討・協議し、対応策を含めてマニュアル化し、その場で即回答することで利用者満足度の維持に努めます。

・利用者ニーズの最前線窓口としてできる限り利用者への声かけ運動によって直接的な精度の高い情報を収集します。

② 頂いた苦情に真摯に対応し、速やかな改善に努めます。

私たちは、苦情処理の方法についての研修を強化するとともに、適切・迅速に責任者へ連絡・報告するとともに、体育協会事務局にも具体的な対応についての指示を仰ぎ、指示が出るまでの間に現場の検証や関係箇所等の点検を行い、指示が出た場合にはその結果を速やかに当事者に誠意を持って伝えることを徹底します。

・利用者から寄せられた苦情・要望の中で、「安全に関するもの」については速やかに改善するよう関係機関への調整を含めて最善の努力を払います。

・「指定管理者で対応できる要望」と「県と協議が必要な要望」について分類し、当事者に対して速やかに理由を添えて回答します。

・同一の苦情が再度寄せられないよう管理体制のチェック強化と業務改善の徹底を図り、再発防止に努めるとともに、個人情報保護やコンプライアンスに反しない範囲で実際の改善項目を館内掲示することで利用者への周知と利用しやすい施設環境に努めます。

・施設運営に関する様々なご意見は、その都度書類として保存し、今後の施設運営に反映させます。

・苦情事例とその具体的な対応・結果については、情報ネットワークにより他の施設職員との情報共有を図り、すべての職員が当事者意識を持った利用者サービス向上に取り組めます。

・特に接遇に対する苦情については、該当する職員に対するその都度的確な指示の徹底や必要に応じた再研修受講義務化などサービスレベルの高い人材育成に努めます。

3 施設管理

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行なうにあたっての最も基本的な事項であると考えます。

利用者が安全に施設内で活動できるよう事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保します。また衛生的な環境を確保するためには、日常実施する清掃が基本となります。

そして、施設や設備を長期安定使用するためには予防保全を基本とした維持管理が必要となってきます。更には環境に配慮した施設管理を行うことが使命だと考えています。このことを踏まえ、次の4つの視点を重点にしながら前年に引き続き施設管理を行います。

安全 清潔（衛生管理） 長期安定 環境配慮

① 安全対策の徹底

“利用者の安全”対策は、施設管理運営の中での最優先課題であり、スポーツ活動等による事故防止、防犯、防災について最善を尽くします。

・毎日、開館前に施設及び施設用具並びに貸出用具等の点検を行い、安全を確認したうえで利用していただいておりますが、細部にわたる点検については、(公財)日本体育施設協会発行の「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」等を参考に安全対策を実施します。

・定期巡回を行い、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

・施設内の危険区域（電気室、機械室）への立ち入りを防止するため看板等を設置するなど利用者に注意を促します。

・施設内を定期的に巡回し、修繕を要する箇所の早期発見に努め、速やかに改善の措置を行います。その場合、必要に応じ県と密接な連携をとりながら対応します。

② 清潔な環境の確保（衛生管理の徹底）

ア 適切な責任者の配置

建築物環境衛生管理技術者の指導の下に、維持管理業務全般の計画、実施、チェック、改善の検討を実行します。

イ 清掃業務における運用方針

・環境衛生・建築物の保全性・労働安全性の3つの向上を基本原則に外部委託業者による作業を実施します。

・清掃に使用する洗剤や薬剤は、中性洗剤（無リン系）とし、ワックス類、薬剤は、「製品安全データシート（MSDS）」の基準に即して選定・使用し、環境への影響を軽減します。

・業務にあたっては、仕様書に沿って毎日実施する日常清掃と定期的実施する定期清掃において、計画表を作成し、確実に実施し、作業記録と確認を行い館長が実施内容を厳格に検証します。

・清掃は、汚れが付きにくいような工夫を施し、清掃時の洗剤やワックスを床材質にあったものを厳選して使用するとともに、汚れが発生した場合は、その原因を徹底的に追究し除去することにより、汚れにくい施設を目指します。

・日常清掃は基本清掃時間の設定はしますが、繁忙期、閑散期を見極め、清掃スタッフの増減を実施し、コスト軽減及び適正な効率の良いスタッフ配置による清掃を行います。運営にあたるスタッフも必要に応じ清掃作業をサポートします。

③ 施設設備の長期安定使用のための維持管理

ア 法に定める施設設備の点検、整備、検査を受け、また施設、設備、貸出用具の保守管理を十分行います。冷暖房用冷温水機燃料（A重油）の取り扱いには必ず有資格者が行い、また、法定勤務時間（日数）より開館時間、開館日数が多いため、複数名で運転管理を行い、利用者に安心して安全に利用していただくための安全対策を徹底します。

イ 「施設管理マニュアル」に基づき施設・設備・備品等の点検整備を徹底し、絶えず良好な状態で使用できるよう努めます。（日常の巡回点検及び3箇月ごとの保守点検の実施）

万一不良個所があった場合、職員で修復できるもの、業者に依頼するものに分類し、速やかに修復に向かうものとし、安全管理上問題がある場合は鳥取県、体育協会事務局とも協議し、使用禁止等の措置も検討します。

ウ 体育館の重要な管理項目の中にフロアの維持管理があります。

利用者の方にスポーツを楽しんだ後に、フロアのモップ掛けをご協力いただいております。このモップについてレンタルモップを使用し、2週に1回の割合で交換し、常にきれいなモップを提供して、フロアの維持管理について利用者の皆様にご協力を仰ぎます。

④ 環境配慮活動

ア 鳥取県版環境管理システム（TEAS）の継続

鳥取県版環境管理システム（Ⅱ種規格）認定継続に向けて可燃ごみの排出量の削減・水道使用の削減・紙類使用量の削減等について、環境改善目標・環境管理マニュアルを設定実行することにより、さらなる環境づくりの成果を得られる管理を行ないます。

イ エコマーク商品や省エネ製品などの購入

鳥取県グリーン購入基本方針に基づき、特定調達品目を優先し購入します。特定調達品目以外の物品等の調達はできる限り環境負荷の低減を考慮した「エコマーク」「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」等、環境物品を選択します。

○再生材料（再生プラスチック、間伐材等）を多く使用している物品を選択する。

○オフィス機器及び家電製品等については、より消費エネルギーの小さい物品を選択する。

ウ アイドリングストップ

「鳥取県地球温暖化対策条例」に基づき、アイドリングストップを推進する事業者と認められております。

このことを確実に実行していくために、職員の意識改革だけでなく館内掲示、館内放送で広く利用者へ呼びかけます。

エ 資源循環型社会の形成に協力

飲料用ペットボトルキャップを分別、回収することで廃棄、焼却されてしまうゴミを有効な資源とよみがえらせることができます。

またペットボトルのキャップを分別、回収の段階で、約400個で10円のワクチン代ができます。一人一人の小さな積み重ねのキャップで1人の大きな命を救うことができます。

私たちは、この事業に賛同し、回収ボックスを設置して、利用者はもとより地域に働きかけリサイクル運動を推進します。

オ 利用者に協力いただき環境に配慮した施設運営を目指します。

室温調節、照明、水道の使い方、ゴミの分別を利用者に協力いただき環境に配慮した施設運営を目指します

カ. PM2.5に関する情報

大気中に含まれる微小粒子状物質（PM2.5）が人体への影響が懸念される中、私たちも環境監視項目としてPM2.5の数値を館内に表示します。

キ その他の環境活動

プルタブの回収、硬式テニス廃ボールの回収、職員の環境配慮研修等

(2) 外部委託の考え方 /

下記の業務については、コスト的・技術的にも効果があると考え、外部委託とするとともに、業者も施設管理の一員であるという認識の下、共通認識を持っていただき一体となった管理を行います。

(外部委託業務)

業務名	業者名
警備委託	ALSOK山陰(株)
清掃作業（貯水槽含む）	アースサポート(株)
消防設備保守	(株)吉備総合電設
冷温水機保守	荏原冷熱システム(株)
自動ドア保守	ナブコドア(株) 山陰エレベータ(株)
空調用自動制御機器保守	島根電工(株)
電気工作物保安業務	(一財)中国電気保安協会
塵芥回収処理委託業務	(有)青空カンパニー

(3) 修繕、植栽管理に対する考え方

簡単な修繕、除草、草刈り等職員で対応できることは積極的に行います。このことにより修繕費、植栽委託費の節減になります。また職員の設備に対する基礎知識、施設に対する美化意識の向上につながります。

4 開館時間と料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

開館時間の考え方と設定内容は、現行どおりとします。

(2) 休館日の考え方と設定内容

休館日の考え方と設定内容は現行どおりとします。

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用料金の考え方及び設定は、現行どおりとします。

(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

利用料金と同様、現行どおりとします。

5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

・利用者や地域住民とのコミュニケーションを図り、情報を入手する〈聞く〉、目を配る〈見る〉、声かけをする〈話す〉、という基本的な行動を実行し防犯・防災における予兆、情報を見逃さないようにします。

・具体的な取組み内容はマニュアル化し、スタッフ全員と警備委託先に周知します。

・職員の対応と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事故・事件の防止対策の徹底を図ります。

・定期的に行われる全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急地震速報を受信した際の避難行動マニュアルを整備し、行動訓練についても積極的に参加します。

① 火災・災害等防止対策

ア 火災

館長を隊長とした自衛消防隊を組織し、災害時に備えた班編成を組み、役割を明確にしておきます。また、消防計画に基づいた防災活動を行うと共に、緊急時マニュアルに基づいた消防訓練（避難誘導訓練、初期消火訓練等）を年2回実施します。

イ 地震

被害を最小限に食い止めるための備えをします。

また、大規模地震発生時の初期行動マニュアルを定期的に再確認し、地震発生時に、的確な行動ができるようにします。

ウ 台風・豪雨

台風・豪雨・大雪は、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回などで人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更するなどをして、限られた時間内で備えを行います。

エ 緊急時に備えた資材調達

医薬品、AEDなど“緊急資材”のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他“避難誘導資材”“災害対策資材”などが必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

② スポーツ活動における事故防止対策

“来館利用者の安全”をリスク対策の最優先課題とし、特にスポーツ活動による事故防止、防犯、防災に最善を尽くします。

③ 不審者等防止対策

ア 不審者・不審物

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、利用者に対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。

イ 盗難防止

- ・盗難事例や事故事例のある箇所、または、予測される場所に注意喚起表示の張り紙等を掲示します。
- ・職員と休館日及び夜間の警備委託による24時間体制で事件発生の防止に努めます。

④ AED(自動体外式除細動器)の管理

国内で非常に多い心臓突然死、その中で特に多いのが心室細動(心臓の痙攣)によるものです。発生した場合は早期の除細動(痙攣を止めること)が救命の鍵となります。

当施設は、AEDを利用者の方が一目でわかるように事務所前に配置し、常時使用できるように維持管理を行なっています。また、敷地内において1分以内でAEDを届けます。

⑤ 感染防止用フェースシールドの携行

心肺蘇生(CPR)を行う場合、重要となるのが一刻も早く心臓マッサージ、人工呼吸を行うことによる救命率の向上です。

人工呼吸を実施するにあたり、感染症リスクを考え躊躇することがないよう携帯用フェースシールドを携行し、心肺蘇生に素早く対応できるようにします。

(2) 緊急時の体制・対応

災害や事故、事件が発生した場合、“利用者の安全”を第一優先としつつ、マニュアルに定められた体制・行動に移行します。発生した事態が重篤で、利用者の生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力を尽くします。

大規模な災害が発生した場合には鳥取県や米子市と連携体制をとり適切に対応します。

① 火災・災害対応

ア 火災対応

火災が発生した場合は、利用者の安全対策を最優先としながら、定められたフローチャートに沿って迅速・適切な対応をします。

イ 地震対応

一次対応

- ・Jアラートによる「緊急地震速報」が出たことを館内放送等で迅速に伝える。
- ・利用者を落ち着かせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し避難口の確保、使用中の火を止める。

二次対応

- ・テレビなどのマスメディア、インターネットからの情報提供を的確に利用者へ伝達する。

- ・建物の外観点検をした後、細部の点検をする。

- ・建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ 台風・豪雨

一次対応

- ・天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる飛ばされる等の恐れのある物は撤去・移動する。

- ・利用者、来場者に情報提供するとともに、被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。

二次対応

- ・適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。

- ・故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。

エ 施設設備の異常・故障

- ・設備の異常信号及び故障時には、巡回点検を行っている技術者が緊急対応に向かい施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応と併せ事務局に連絡する。

② 事故対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、定められたマニュアルに従い、迅速・適切な対応を行います。

- ※ 館内での怪我の多くは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、救急隊員が到着するまで職員により（RICE処置）を施せるようにします。

- ※ 事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限などの対応を行い、再発防止措置を講じます。

- ※ 近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示します。

- ※ 休日、夜間の指定救急医療機関を館内掲示します。

③ 不審者等対応

- ・利用者に知らせる、避難させる。不審者（または暴漢）を刺激しないよう、警察に連絡する。対応するときは、必ず2名以上のスタッフで行うことを徹底します。

④ 爆破物等脅迫事案対策

- ・爆破物等脅迫事案対策が発生した際には、鳥取県・警察・消防署等と連携を取り、施設利用者の生命・身体・財産の安全を図ることを最優先とし、対応マニュアルに基づき対応します。

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは日ごろからの注意やお客様とのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。特に、私たち管理者の怠慢など不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で、防止します。

① 苦情、トラブルの未然防止策

ア 職員の教育の徹底

利用者に気持ちよく利用していただくよう、職員に次のことを徹底します。

- ・いつも笑顔でさわやかな対応と清潔な身だしなみ。
- ・明朗、活発な挨拶と丁寧な言葉遣い。
- ・心配りのある利用者の立場に立った対応(電話、窓口業務等)。
- ・人権に配慮した施設管理。
- ・専門的な知識、技術の研鑽。

イ 定期的な施設、設備・備品の点検と巡回の実施

- ・日頃から設備、備品の点検を行い、必要な時にいつでも安全な器具を提供します。
- ・定時巡回を充実し、危険箇所、改善を要する箇所等は改善等の措置をします。

ウ 利用者の声等への適切な対応

- ・利用者からの意見が苦情やトラブルに変わらないように常に利用者の意見に耳を傾け、可能なものは直ちに改善するとともに、困難なものはその旨と説明し、理解を得る等、速やかな対応を図ります。
- ・職員で苦情を共有し、統一した対応によりトラブルの拡大を防止するとともに、他の施設へも情報を提供し、同種苦情の未然防止に努めます。
- ・利用者からの意見は、必要に応じ体育協会事務局に報告し対応します。

② 苦情、トラブルに対する対処方法

ア 苦情の受付

- ・苦情内容は最後までよく聞き、「いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした」等具体的に状況を確認します。
- ・利用者に迷惑をかけた場合はまずお詫び(言い訳はしない)し、その上で説明します。
- ・利用者と論議をするのではなく、冷静に理解を得るように努めます。

イ 処理

- ・処理は迅速に行い、時間を要すると判断した場合、処理見通しを説明し了解を得ます。
- ・処理が済み次第必ず苦情をいただいた方に結果を伝えます。
- ・寄せられた苦情については、内容、処理結果を館内に掲示します。また、主なものについては、体育協会ホームページでも掲示します。
- ・寄せられた苦情は精査し、内容によっては県に報告し、必要に応じ県の指示を受けて対応します。

ウ 原因の究明及び苦情処理報告書の作成

- ・必ず原因究明を行い、再発防止に努めます。
- ・他施設の苦情、トラブルも参考にします。
- ・苦情処理簿を作成し、管理運営に生かします。

(職員全員に処理内容の意思の統一を徹底)

6 個人情報保護等への対応

(1) 個人情報の保護への対応

私たちは、利用者や関係者等から管理者としての信頼を獲得するための根源的な資質をコンプライアンスであると認識しており、公の施設を預かる法人としての社会的責任を果たすためにも全ての職員が法令・倫理・規範等を絶対厳守します。個人情報保護のみならず人権尊重、関連法令の遵守はもちろん、道徳、思いやり、飲酒運転撲滅等についての研修・実地指導等の徹底で、意識と行動を浸透させていきます。

(2) 情報の公開への対応

鳥取県体育協会は、鳥取県情報公開条例に準じた情報公開規程を制定し、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開しています。

<情報公開を行うための措置>

① 条例・要領に準拠した対応

情報の開示請求については、「(公財)鳥取県体育協会情報公開規程」により、対応を講じます。また、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報の取り扱いに十分留意し、手続を進めています。

② 利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安心」を考慮し、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施していきます。

7 スポーツの普及振興

(1) スポーツの普及振興の考え方

全国的に見れば健康志向の向上によりスポーツ人口は緩やかな増加傾向にありますが、鳥取県においても健康意識、健康志向の高まりによりスポーツ人口は増加傾向にあります。私たちは、県民一人ひとりにさらなるスポーツの楽しさを知っていただくために、スポーツ教室を通じて心と体の健康づくりを実施するほか以下の項目について、各競技団体や関係団体と連携・協力・支援を行い、実施します。

また、県立米子産業体育館は設置当初から県内の体操競技のメッカとして利用されてきた経緯がありますので、私たち鳥取県体育協会の強みである競技団体との連携により、鳥取県体操協会と連携協力した大会運営を始めとした教室の開催などさまざまな普及振興を行います。

① スポーツ教室の実施

子どもから高齢者、障がい者対象のさまざまな教室を職員の専門性を生かして実施します。

② 全国大会等の誘致

関係団体と連携し、実業団、大学などの試合を誘致し、トップレベルのゲームを観戦する機会を設けます。

③ 障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

障がい者や高齢者が気軽に楽しめるようスポーツの機会を提供することと併せ、障がい者が参加するスポーツ大会や講習会等へ職員を派遣するなど支援を行います。

④ トップアスリートの招へい

②と同様、関係団体と連携し、招へい活動を行います。

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体や県内外から合宿に来る学生等の活動を支援します。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。

⑦ 鳥取県や関係団体との連携

鳥取県スポーツ振興計画等、鳥取県の施策について積極的に協力します。

⑧ 地域や親子の交流促進

館長杯バドミントン大会、バウンドテニス大会や親子ふれあいレクリエーション祭など、気軽に参加し交流できる事業を実施します。

(2) スポーツの普及振興に係る事業

① 職員の専門性を生かしたスポーツやレクリエーション教室を実施します。

職員の専門性を生かして初心者から上級者まで、能力に応じたメニューを立案し教室を実施します。米子産業体育館の職員は、(財)日本体育協会公認コーチ(体操競技)を取得しており、専門性を生かした指導を行います。

《スポーツ教室》

◎ 会員教室(参加料月額3,500円)

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
体操・体育教室幼児コース	8	40	○					
体操・体育教室小学生低学年コース (2コース)	15	40		○				
体操・体育教室小学生高学年コース (2コース)	15	40			○			
新体操教室低学年コース	15	40	○	○				
新体操教室高学年コース	15	40			○			
サッカー教室小学生低学年コース (2コース)	20	40		○				
サッカー教室小学生高学年コース (2コース)	20	40			○			
女子サッカー教室小学生低学年コース	16	40		○				
女子サッカー教室小学生高学年コース	16	40			○			
レスリング教室小学生コース	12	40	○	○				

ボールルームダンス教室	30	40		○	○	○		
リフレッシュヨガ教室	12	40				○		
メタボ撲滅教室	12	40				○		
計	延べ教室数 17 室			延べ定員数 11,040 名				

◎ 会員教室 (参加料月額5,000円)

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
器械体操教室 (週2回)	10	80		○	○			
計	延べ教室数 1 教室			延べ定員数 800 名				

◎ 会員教室 (参加料月額2,000円)

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
エンジョيوفットサル教室	20	40				○		
計	延べ教室数 1 教室			延べ定員数 800 名				

◎ 短期教室 (参加料2,000円)

(年間5期開催)

	主な対象年齢							
	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
バドミントン教室	18	10				○	○	
バウンドテニス教室	12	10				○	○	
健康教室 (50歳以上対象コース)	10	10					○	
計	延べ教室数 15 教室			延べ参加者数 200 人				

◎ 障がいのある方の教室 (無料)

	主な対象年齢

	定員	回数	幼児	小学校低学年	小学校高学年	一般	高齢者	障がい者
ひまわり教室	10	8						○
計	延べ教室数 1 教室			延べ参加者数 80 人				

② 全国大会等の誘致

スポーツへの関心は新たなスポーツ人口の拡大につながります。私たちは競技団体と連携しプロバスケットボールbjリーグ、バレーボールVプレミアリーグ等トップレベルの試合を誘致することにより、子どもに夢や感動を与えることと併せて、本県の競技力向上と競技への関心を高め、スポーツ人口を拡大します。

③ 障がい者・高齢者スポーツ教室活動及び支援

ア 障がい者・高齢者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室の実施

高齢者・障がい者の方が健康づくりの大切さを認識し、日常的によい生活習慣を実践する機運を盛り上げていただくよう、スポーツやレクリエーションで積極的な普及啓発を行います。

イ 鳥取県障がい者スポーツ協会との連携

鳥取県体育協会には、障害者スポーツ指導者資格を有する職員が多数在職しています。鳥取県障がい者スポーツ協会が主催する大会、講習会等に指導者、アシスタントを派遣するとともに、障がい者対象のスポーツ教室を開催することにより、生きがい作りと社会参加の促進を行います。

ウ 障がい者の就労を支援

鳥取県障害者就労事業振興センターは、県内の障害者支援事業所や小規模作業所等の福祉的就業の場における障がい者の仕事の活性化や、地域における障がい者の活動の場に確保及び就労活動を通じた自立の促進を目的とし、共同バザール（ナイスハートバザール）の開催、販売促進活動等を展開しています。私たちは、バザールの開催はもとより、当館で開催されるスポーツ大会、催し物等の主催者にこの活動の協力を促し幅広く支援します。また各事業所が行っている出張販売（手作りパン、手作り製品等）を受け入れ、利用者にも協力をお願いし施設の収入の増加を支援します。

④ トップアスリートの招へい

本県にトップアスリートを招へいすることによりスポーツへのきっかけ作りや競技人口の拡大に繋がります。トップアスリートによる演技会や指導等により子供たちに夢や感動を与え、本県のジュニア育成を図るよう、関係団体と協議します。

⑤ 競技団体が行う強化合宿等支援

競技団体と連携を図り、全国や世界の舞台で活躍する優秀な競技者を輩出するために実施する合宿、強化練習会に支援・協力します。

⑥ 出張指導

地域のスポーツの普及・振興のため、要請等により指導員を学校や公民館などに派遣し、出張指導します。

⑦ 鳥取県や関係団体との連携

ア 鳥取県スポーツ振興計画

鳥取県教育委員会の策定する「鳥取県スポーツ振興計画」のうち、学校体育・スポーツ活動の充実について、体育館の予約状況に応じ、クラブ活動での減免適用を行います。また、生涯スポーツの充実については様々なスポーツ教室の実施、競技スポーツの総合的な向上については関係団体と連携し、スポーツ活動意欲を喚起させたり、全国や世界で活躍できる競技者を輩出できるよう育成を図ります。

イ 健康づくり文化創造プラン

鳥取県健康政策課が進める「健康づくり文化創造プラン」に賛同し、生活習慣病対策分野における健康づくりの目標となる資料等の広報活動や、メタボリックシンドローム対策の教室の開催を行います。

ウ 鳥取県栄養士会との連携

スポーツを実践する上で栄養の摂取は不可欠なものです、しかし、栄養について関心はあるものの、栄養指導、栄養についての正しい情報は、普及されていないのが実状です。私たちは、鳥取県栄養士会（スポーツ栄養）と連携し、相談窓口で受けた栄養に関する質問への回答はもとより、スポーツ栄養の情報を提供するとともに、スポーツ教室に取り入れ、利用者の健康増進を行います。

⑧ 地域や親子の交流促進

スポーツの普及に関する大会・イベントを実施し親子や地域の交流を促進します。

・館長杯スポーツ大会（バドミントン・バウンドテニス）

スポーツを始めたばかりの方から親子まで気軽に参加できる大会として、館長杯スポーツ大会を開催し、親子や地域の交流を図ります。また、この大会を経験しレベルアップを図りたい方は協会・連盟主催の大会への参加促進を行います。

・親子ふれあいレクリエーション大会

親子の絆を深めるため、一緒になって協力しながらたのしめるレクリエーション大会を実施します。内容については、体育保健課の勧める遊びの王様ランキングのなかの遊びの種類から選択し、記録賞についても申請していきます。

(3) 産業の振興及び事業

① 商工・関係団体との連携による産業振興の推進

鳥取県将来ビジョンにある県内の産業の活性化に向けての取り組みに対して協力いたします。

体育館での展示会を開催することにより、県内産業の活性化につながると考えます。施設の設定目的を認識し、商工会議所・展示会団体等連携を取り施設の空き状況など展示会ができるよう積極的な営業活動を展開します。

② 米子ケヤキ通り振興会に参加

鳥取県米子市が、景観形成の指針となる景観計画づくりの参考にするため市民を対象に景観ア

ンケートを実施したところ、市内で「好きな景観」「大切にしたい景観」として、ケヤキ並木のあ
る「国道431号」が「大山」に次いで二番目に多い支持を集めた。このケヤキ通りを守るために、
国道沿いの事業者を中心に米子ケヤキ通り振興会を立ち上げ、清掃活動を実施するなどして、会員
相互の親睦を図り米子市の産業経済の発展に貢献している。米子産業体育館は、ケヤキ通りの中心
部に位置しており、この会の活動の拠点となるべきと考えます。私たちは、米子ケヤキ通り振興会
に参加し、活動拠点としてこの活動を応援していきます。

③ 環境に配慮したECO商品展示会の誘致

太陽光発電の普及を推進するために、住宅関連業者に働きかけ、展示会誘致の活動をして
いきます。また、LED照明、ヒートポンプ給湯機エコキュートなど省エネ性能を備えた商
品の展示もあわせて展示させていただくよう働きかけます。

④ 駐車場の有効活用

米子産業体育館にはスポーツ大会やイベント等の利用者のために広い駐車場を用意して
おります。

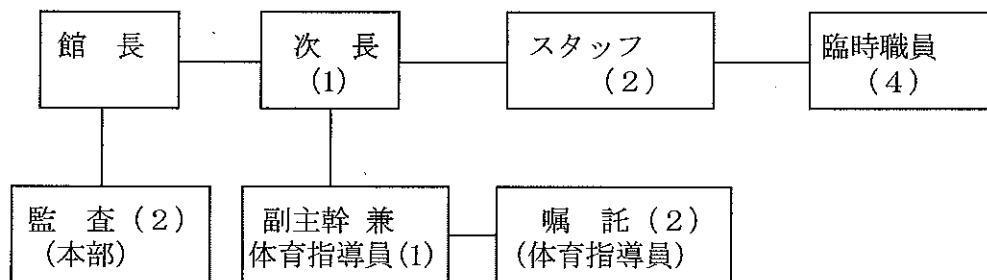
平日などイベントがないときは比較的空きがありますが、この場所を利用し、中古車のオ
ークション等ある程度のスペースを必要とする催物に利用していただきます。

その際、事前に鳥取県の行政財産使用許可申請手続きを済ませ、許可を受けたいうえで利用
していただきます。

8 組織及び職員の配置等

業務を熟知したスタッフを配置し、利用者に混乱を与えないスムーズな施設の運営を基本とし
ます。また、下記に記載した人材以外にも鳥取県体育協会スタッフの連携のもと、万全な体制を
確立します。

(1) 管理運営の組織



実施体制 施設の管理責任者として館長を配置するほか、次長1名(館長を補佐、設備管理・事
務を主に担当)、副主幹1名(体育指導、事務を兼務)、スタッフ2名(事務を主に担
当)、嘱託職員2名(体育指導を主に担当)、受付業務等日常業務は全職員で対応する。
その他、午前中臨時職員を1名(受付補助、適宜)、夜間臨時職員を1名(1日交代)配
置し、11名で管理運営を行います。

(2) 日常の職員配置

配置場所	職員配置の時間帯	職名
事務室	8:30~17:15	館長
事務室・受付・機械室	8:30~17:15	次長
受付・教室指導	10:30~19:15	副主幹
受付・事務室	8:30~17:15	スタッフ
受付・教室指導	8:30~17:15	スタッフ
受付・教室指導	13:30~22:15	嘱託(体育指導員)
受付・教室指導	10:30~19:15	嘱託(体育指導員)
受付	8:30~12:30	臨時職員
受付	17:15~22:15	臨時職員

標準的な職員配置の考え方

- 施設管理者として原則的に館長を事務室に配置。(勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は連絡できる体制をとる)
- 会計事務に精通した職員を事務室に常時配置。
- 受付に常時1名を配置 ○ 体育指導員を配置

一週間の勤務ローテーション(例)

A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 C 13:30~22:15
 D 17:15~22:15 E 8:30~12:30

職名	月	火	水	木	金	土	日
館長	A	A	A	休	休	A	A
次長	休	A	A	A	C	休	C
副主幹	B	C	休	B	A	C	休
スタッフ	A	休	C	A	休	A	B
スタッフ	C	B	休	休	B	A	A
嘱託(体育指導員)	B	C	休	C	B	休	A
嘱託(体育指導員)	C	休	B	B	A	休	A
臨時職員	E	E	休	E	休	休	休
臨時職員	休	休	E	休	E	休	休
臨時職員	休	D	休	D	休	D	休
臨時職員	D	休	D	休	D	休	D

(3) 人材育成

すべての県民が平等、公平に気持ちよく施設を使用していただくため、鳥取県体育協会事務局に研修担当者を配置し、鳥取県各部、県公社事業団主催の研修会等を積極的に活用し、階層別・職別研修を体系的に実施していきます。

また、各施設においても更に良質なサービスが提供できるよう、職員の資質向上研修会を実施します。

(2) 利用者数の見込み及び委託業務に係る収支計画

(様式3-1)

平成27年度鳥取県立米子産業体育館の委託業務に関する収支計画書

法人等の名称 (公益財団法人鳥取県体育協会)

(単位:千円)

		内 訳	金 額	
収 入 項 目	利用料金収入	利用者 144,000 人	22,563	
	その他の収入	スポーツ教室 6,738	8,238	
		自動販売機手数料収入 1,500		
収入合計 (A)			30,801	
支 出 項 目	人件費 (常勤職員)	職員 7 名	33,317	
	人件費 (非常勤職員)	臨時職員 4 名	1,820	
	人件費 (報酬)	監査費用等	145	
	施設維持管理費	旅費交通費	100	12,350
		消耗品費	624	
		燃料費	1,300	
		印刷製本費	201	
		役務費	2,040	
		賃借料	435	
		委託料	6,000	
		租税公課費	1,600	
負担金補助	50			
光熱水料費		10,000		
修繕費		600		
その他の経費	報酬費 (スポーツ教室謝金)	900	1,349	
	リース料 (会計ソフト)	133		
	備品購入費	150		
	未払金 (ホームページ用ソフト)	166		
支出合計 (B)			59,581	
県からの委託料		支出合計 (B) - 収入合計 (A)	28,780	

(注1) 支出合計 (B) - 収入合計 (A) を県からの委託料とするため、収入項目には県からの委託料を含めないこと。

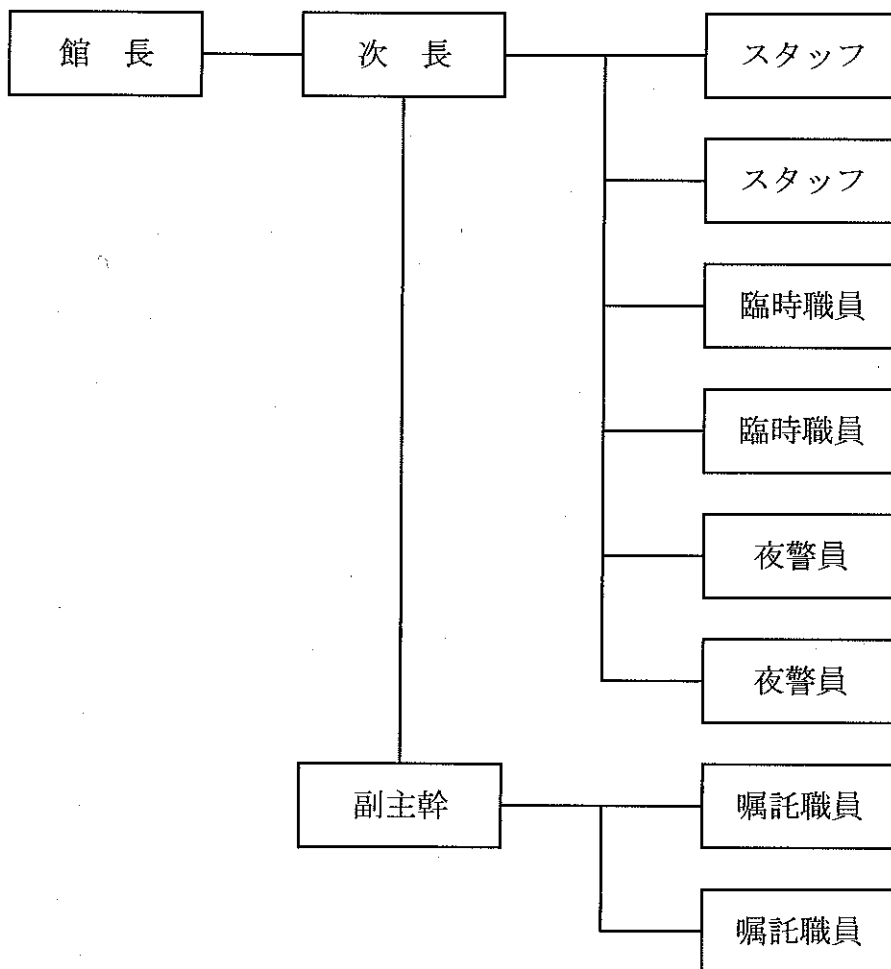
(注2) 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

(3) 再委託の状況

業務内容	委託先
清掃委託業務	アースサポート (株) 鳥取支店
空調用自動制御機器保守点検委託業務	島根電工 (株)
冷温水機保守点検委託業務	荏原冷熱システム (株) 中国営業所
消防設備等保守点検委託業務	(株) 吉備総合電設米子営業所
自家用電気工作物保安業務	(一財) 中国電気保安協会
警備委託業務	ALSOK山陰 (株)
自動扉 (DSN-60D型) 保守点検委託業務	ナブコドア (株) 松江営業所
自動扉 (DC-4型) 保守点検業務	山陰エレベータ (株)
塵芥回収処理委託業務	(有) 青空カンパニー



(4) 管理体制



実施体制 : 施設の管理責任者として館長を配置するほか、次長1名(館長を補佐、設備管理・事務を主に担当)、副主幹1名(体育指導、事務を兼務)、スタッフ2名(事務を主に担当1名、事務、体育指導を兼務1名)、嘱託職員2名(体育指導を主に担当)、受付業務等日常業務は全職員で対応する。
その他、臨時職員2名(人員不足時対応)、夜警員を2名(1日交代)配置し、11名で管理運営を行います。

